

## 『アルタシャーストラ』におけるスパイ活動(上)

上 村 勝 彦

### 序 言

インド古典においては、スパイ活動が異常に重視され、叙事詩をはじめとし、戯曲作品や物語文学においても、スパイたちは縦横無尽に活躍する。国王は『アルタシャーストラ』を代表とする政治論(Niti-shastra)に基づいて、スパイを適切に用いなければならず、政治論に暗く、スパイを用いた情報活動を怠る王は非難される<sup>(1)</sup>。格言詩にも、「王は諜報によって見る<sup>(2)</sup>」と述べられているが、これは、『アルタシャーストラ』に「王は」諜報活動により眼を養<sup>(3)</sup>いとあるのに基づく。

文学作品におけるスパイ活動の記述は、ほとんど『アルタシャーストラ』の説を規範としていると言って過言ではなからう。本稿においては、この重要な論書中で最も興味深いテーマの一つである、スパイ活動に関する所論に照明をあて、網羅的に整理してみたい。

『アルタシャーストラ』第一巻第一〇章では、大臣が潔白か否かを吟味するための様々な試験(upadha)の方法が説かれている。例えば、王は宮廷祭僧(nurohita)に無理な注文を出して憤慨させ、罷免する。しかし王はあらかじめこの宮廷祭僧と謀し合っているのである。宮廷祭僧はサットリン(satrin)と呼ばれるスパイを用い

て、一人一人の大臣を扇動して彼らの潔白を試験する。あるいは、罷免された將軍 (śaṅgapaṭi) がサットリンを用いて大臣たちを扇動する。あるいは、人々に尊敬されている遊行女 (parivrajikā) が、一人一人の大官 (mahāmātra) に、王妃様があなたを愛しておられると告げて、彼らを試験する。あるいは、投獄されているカーパティカ (kāpaticā) と呼ばれるスパイが、疑われて投獄された大臣たちを扇動して、彼らが潔白であるか否かを試験する。<sup>(4)</sup> この章の最後に引用された詩節で、カウティリヤは、「王は大臣たちが潔白か否かを、サットリンたちを通じて探るべきである」と述べる。<sup>(5)</sup>

以上の調査で活躍するサットリン、遊行女、カーパティカとは、どのようなスパイなのであろうか？ また、彼らスパイたちの組織はどのようなものであるのか？

### 一、スパイの組織

スパイの種類と組織については、「スパイの起用」(6) dhapursoṣaṭh) と題される、第一巻第一一一二章において詳しく説かれる。gudha-purusa はスパイの総称

であり、yoga-purusa, aparipa, cara などとも呼ばれる。<sup>(6)</sup> スパイ組織は、定住スパイ組織 (samsthā) と、移動スパイ (samcara) とに分類される。定住スパイはカーパティカ (kāpaticā)、ウダースティタ (udasthita)、家長・商人・苦行者に扮した者たち (grhapatika-vaidahaka-tāpasa-vyājanāni) であり、第一章で説明される。移動スパイは、サットリン (sattirin)、ティークシュナ (tikṣṇa)、毒殺者 (yasada)、比丘尼 (bhikṣuki) であり、第二章で説明される。王は、第一〇章で説いた試験により潔白であると証明された大臣たちとともに、これらのスパイを任命する。<sup>(8)</sup>

カーパティカは、「他者の弱点を知る、厚かましい学生である」と定義されている。大臣は財物と名誉により彼を激励して、「王と私を依り所として、何人<sup>なま</sup>であれ何か不善の行為をなすのを見たら、それをすぐに報告せよ」と命ずる。<sup>(10)</sup> 以下、カーパティカを「詐欺学生」と訳すことにする。

ウダースティタは、「遊行生活を放棄しているが、智慧と廉潔さをそなえたもの」と定義されている。彼は何

らかの生業につくよう指令された土地で、多くの金銭と助手 (antevāhi) を用いて任務を行う。そして、その仕事の成果により、すべての遊行者 (pravrajita) たちに食事と衣服と住居とを提供する。それから、彼らのうちの、世俗的生活 (金もうけ) を願う人々を扇動する。「この服装のまま王のお役に立ちなさい。食事と俸給を出す時、ここに立ち寄って下さい」と。そして、すべての遊行者たちは、各自のグループを、同じように扇動する。<sup>(14)</sup> すなわち、彼は多数の遊行者たちを配下として各地に派遣して情報を収集する定住スパイなのである。以下、「破戒僧」と訳す。

家長に扮した者は、生計は破綻したが、智慧と廉潔さをそなえた耕作者である。<sup>(15)</sup> 彼は耕作の仕事につくよう指令された土地に定住し、破戒僧と同様にして配下を増やし、情報を収集する。

商人に扮した者は、生計は破綻したが、智慧と廉潔さをそなえた商人である。<sup>(16)</sup> 彼は商業につくよう指令された土地に定住し、同様の情報活動を行う。

苦行者に扮した者は、剃髪あるいは結髪の行者で、世

俗的生活を願う者である。<sup>(17)</sup> 彼は多くの弟子(助手)たちとともに、都市の近くに住み、断食するふりをする。商人に扮した助手たちが、幸運予見の術 (samiddha-yoga) をそなえているとして、彼を崇拝する。他の助手たちも、「この聖者は幸運を予見する者 (sameditika) である」と宣伝する。そして、幸運を望んで近づいて来た人々に、身相学 (anga-vidya) や助手の送るサイン (samjñā) により、その家族に起こった出来事などを告げ、また未来に起こることを予言する。別のスパイたちが彼の予言を実現する。有能な人々には、国王に引き立てられるであろうと予言し、また顧問官 (mantrin) と交際するようになるうと告げる。それから、顧問官が彼らの生活と仕事を手配する。こうすれば彼らは献身的に働くようになる。理由があつて憤慨している人々を財物と名誉により鎮め、理由なくして憤慨し、王に敵意を抱く人々を、沈黙の刑 (tasmim-banda) により鎮圧すべきである。以上が五種の定住スパイ組織 (samsthā) である。<sup>(21)</sup>

第二章において、四種の移動スパイ (samcara) の定義が述べられる。

サットリン(satrin)<sup>(22)</sup>は、「親類がなく、従者や扶養家族のいない者(avasya-bharatavya)<sup>(23)</sup>」たまた、観相術(Jak-sana)・身相学(angra-vidya)・魔術(Jambhaka-vidya)・幻術(mayagata)・四任期の義務(āstrama-dharma)・前兆学(mimta)・方位輪(antarā-cakra)・社交術(samsarga-vidya)を学んだ者である。「観相術その他の教養は、後で見ると、工作活動において役立つ。その任務内容からして、以下、「秘密工作員」と訳す。

ティークシユナ(tikṣṇa)は、「地方(janapada)における勇士で、身命を投げうって、財物のために象や猛獣とさえ闘える人々である。」このスパイは、主として敵の要人を暗殺するテロリストである。以下これを「刺客」と訳す。

毒殺者(vasata)は、「親類に対しても愛情なく、冷酷にして怠惰な人々である。」

遊行女(parivrajika)——比丘尼(bhiksukī)と同じ——は、「世俗的生活を望む貧困な寡婦で、厚かましく、婆羅門の出であり、王宮で尊敬され、大官の家に出入りするべきである。」剃髪(munḍa) 異教の比丘尼(vrīṣa)<sup>(31)</sup>

それでは、どのようにして諜報を伝達するのであるか。

「定住スパイ組織の助手たちは、暗号文(samjāhijp)によって諜報の伝達(cāra-samcāra)を行へべきである。そして、定住スパイ組織にせよ、彼らにせよ、相互に知り合いになつてはならぬ。」<sup>(38)</sup>

比丘尼が要人の家に出入りを禁じられた場合には、その家の召使の父母を装ったり、芸人・吟誦者(kuṣṭava)・婢女に変装した人々が門口に立ち、歌や吟誦にことよせ、あるいは楽器に隠した文書により、あるいは暗号により、諜報を外部に伝達する。あるいは、長患いによせたり、狂気を装ったり、火をつけたり毒を盛ることにより混乱の起こる間に、密かに諜報を外に持ち出す。三人が同じ諜報を告げる時は信用できる。彼らが繰り返した諜報をもちたらず時は、沈黙の刑(謀殺)を科し、これを排除する。<sup>(39)</sup>

以上あげたスパイたち以外に、敵側において俸給を受け、互いに会うことなく、諜報を得るために生活する、「二重スパイ」(dubhaya-veṭana)たちがいる。二重スパイ

たちの場合も、これに準じて説明される。以上が移動スパイたちである。

国王は、自国内における顧問官(mantrin)・宮廷祭僧(purohita)・將軍(senapati)・皇太子(yuvarāja)などの要人に対し、これらのスパイを派遣する。刺客たちは、これらの要人の日傘・水瓶・扇などを捧持する係になりすまして、彼らの外的な行動を探る。秘密工作員たちが、その諜報を定住スパイ組織に報告する。

一方、料理人・給仕人・浴室係・マッサージ師・寝台係・理髪師・化粧係・給水係になりすました毒殺者たちや、僮僕・侏儒・山岳民(mūḍha)・啞者・聾者・白痴・盲人を擬装する者たちや、役者・舞踊家・歌手・演奏家・啞家(yag-jivana)・吟誦者(kuṣṭava)たちや、及び女(のスパイ)たちは、要人たちの内的な行動を探る。比丘尼はそれを定住スパイ組織に報告する。<sup>(37)</sup>

以上よりして、国内の要人の身辺に様々な形で入り込んだ、刺客や毒殺者をはじめとする諜報員たちが収集した情報を、秘密工作員と比丘尼(遊行女)とがとりまわめて、定住スパイ組織に報告するということが知られた。

の息子と妻を人質にとつておく。敵に起用された二重スパイたちを、識別する必要がある。<sup>(40)</sup>

以上のようなスパイたちを、敵国・友邦・中間国(madhyama)・中立国(udāsina)に対しても起用し、その要人(mitra)たちの家に、僮僕・侏儒・宦官(pandaka)・技芸に長けた女、啞者、種々の蛮族(mleccha)として住みこませる。<sup>(41)</sup>

城郭都市(durga)においては商人たちが定住スパイ組織を形成する。都市の郊外においては聖者(siddha)や苦行者たちが、地方(rājya)においては耕作者と破戒僧たちが、辺境においては牧人たちが、森林においては沙門や林住族など森に住む者たちが、定住スパイに任せられる。彼らは迅速に行動して敵の行動を知り、次々と諜報を伝える。そしてスパイたちにより同類のスパイを発見させること(防諜)が必要である。あるいは、敵に誘惑されないような信用の置ける高官たちを国境に住ませ、敵に誘惑されそうなるふりをさせて、敵のスパイの動きを探らせる。<sup>(42)</sup>

前述のように、移動スパイたちが収集した諜報は定住

スパイ組織に伝達されるが、それを更に王に報告する必要がある。王と定住スパイ組織との連絡は、やはり定住スパイの助手か、あるいは王直属のスパイたちが行くと推測される。王は夜の第一の八分時に (Prathame ratri-bhage) スパイたちと会い、第七の八分時にスパイたちを送り出す<sup>(43)</sup>。あるいは、後で検討する第二巻第三章第五章や第四巻第四―五章におけるように、主税官 (samahanti) がスパイたちを起用する場合もある。

第五巻第三章において、臣下たちの俸給が示されているが、そこにスパイたちの俸給もあげられている。詐欺学生、破戒僧、及び家長・商人・苦行者に扮した者たちは一千パナを受ける。一方、秘密工作員、刺客、毒殺者、比丘尼は五百パナを受ける。諜報を伝達するスパイ (Citra-samantin) たちは二百五十パナを受ける。あるいはその努力に応じて、俸給は増加する<sup>(44)</sup>。これによれば、定住スパイは移動スパイよりも多額の俸給を支給され、従って地位が上であることがわかる。占者・前兆学者・占星家・プラーナ学者・吟誦家 (sita)・讚嘆者 (magadha)・宮廷祭僧の部下・すべての「部局の」長官の俸給が二千

引き受け、安寧をもたらさぬ王たちは人民の罪過を引き受ける。……王を軽んずる人々には天罰が下る。それ故、王を軽んじてはならぬ」と告げ、大衆を制止する<sup>(49)</sup>。

剃髪または結髪 of 行者に扮したスパイたちは、王に有用な人々や功績のあった人々が満足しているか否かを探知する。また、占者 (Gahanika)・前兆学者 (naimittika)・占星家 (nauhitika) に扮した人々は、敵に誘惑されやすい (krita) 人々について探知する。王は彼らの報告を受けて、懐柔策 (sama)・贈与策 (dana)・離間策 (bhada)・武力 (danda) (この場合は「謀殺」) を適宜に用いて、彼らの謀叛を予防する。

第一―四章では、敵国民を籠絡する方法が述べられている。扇動工作が容易である人々を「誘惑可能分子」(trya-pake) と呼ぶが、それは以下のような者たちである。

怒れる者の群——何かの利益を約束されながら欺かれた者。技能や奉仕に関し同等の能力がある二者のうちで、軽んぜられた者。王の寵臣のために不遇である者<sup>(50)</sup>。「競争に」挑戦して敗れた者。流論に苦しむ者。出費し

パナ、また、武芸に秀でた歩兵や、会計官・書記官などのグループの俸給が五百パナ、役者たちの俸給が二百五十パナであるから、それと比較しても、スパイたちの俸給はかなり高いといえる。

## 二、自国民の監視と敵国民の扇動

第一巻第一―三章では、自国内の市民と地方民 (paura-janapada) に対するスパイ活動が説かれる。

秘密工作員 (satrin) たちは二組に分れて、聖場・集会 (saha)・集団 (paga)・群衆の中で論争を行う。彼らの一人が、「この王は一切の美德をそなえていると言われるが、彼には何らの美德も認められない。市民と地方民を罰金と租税により苦しめているのだから」と言って、王を非難する。するともう一人がそれに反対して、「魚の法則<sup>(47)</sup> (弱肉強食) に苦しめられた民衆は、ヴィヴァスヴァットの息子マヌを王とした<sup>(48)</sup>。彼らは穀物の六分の一と商品の十分の一と金銭とを王の取り分と定めた。諸王はそれにより生活を維持し、人民の安寧 (yogaisena) をもたらす。罰金と租税を払わぬ人民は王たちの罪過を

て成果をあげない者。自己の義務 (svadharma) あるいは遺産相続を阻止された者。名誉や職務を奪われた者。「王の」家族により無視された者。その妻を力ずくで辱められた者。投獄された者。敗訴 (parokta) して罰金を科せられた者。誤った行為を制止された者。全財産を没収された者。禁固に苦しむ者。その親族が追放された者<sup>(54)</sup>。

恐れる者の群——自ら破滅した者。「王に」虐待された者<sup>(56)</sup>。その悪事が周知のものとなった者。同罪の者が罰せられたことにより怯える者。「他人の」土地を横領した者。武力に服従した者。諸官庁にあって俄かに蓄財した者。「王位を狙う」王家の一員に期待する者。王に嫌悪された者。王に敵意を抱く者。

貪欲な者の群——困窮せる者。財産を他人に奪われた者。吝嗇なる者。悪徳にふける者。無謀な取引を行う者。

高慢な者の群——自負心の強い者。名誉欲ある者。敵に対する尊敬を懐る者。卑小な人々と同列に置かれた者<sup>(59)</sup>。気性の激しい者 (tishna)。無謀な者 (sahasika)。報酬に満足しない者。

以上の誘惑可能分子を、剃髪あるいは結髪の行者に扮したスパイを用いて扇動する。怒れる者に対しては、彼の王は発情した象のように盲目的であり、憤慨すべきである、と言って扇動する。恐れる者に対しては、他の場所へ行けと扇動する。貪欲な者や高慢な者に対しては、彼の主君を捨てて、自分の主君のもとに來いと扇動する。このように、敵国における誘惑可能な人々を懐柔策と贈与策により、また誘惑不能な人々を、離間策と武力(謀殺)とにより制圧すべきである。

第一六章は「使節の起用」(duta-pranidhi)と題されるが、そこで、敵国に滞在する使節(大使)の任務の一つとして、諜報活動があげられている。彼は、苦行者と商人に扮するスパイたち、彼らの助手たち、あるいは医師や異教徒(Dasinda)に扮する人々は、二重スパイ(Duh-davetana)、たちを用いて、誘惑可能分子を扇動し、誘惑不能分子に対して工作し、敵の臣下たちの主君に対する忠誠度を調査し、敵国の構成要素(Prakriti)の弱点を調査する。スパイたちと話す機会がない場合には、乞食・酔漢・狂人・睡った人「を装うスパイたちの」たわご

は、王子を教育すべきことを主張する<sup>(65)</sup>。

アームビの支持者(Ambhiva)たちは、スパイを用いて彼に試験を与えるべきであると言う。

「秘密工作員(Septhi)たちの一人が、狩猟・賭博・酒・女により彼を惑わせる。そして、父を攻撃して王国を奪えと唆す。別の秘密工作員が彼を制止すべきである」。

これに対しカウティリヤは、「いまだ覚めざるものを目覚めさせるのは大なる過失である」と述べて反対する。

「というのは、新しい物は、いかなる種類のものを塗られても、それを吸収する。同様に、この未熟な知性の「王子」も、言われたことは何でも、それを論書の教えであるかのように認めてしまうから。それ故、彼に法と実利にかなうことを教えるべきで、法と実利にもとることとを教えるべきでない。反対に、秘密工作員たちは、彼に『我々はあなたに属する』と告げて、彼を守るべきである。彼が若気のいたりから、他人の妻女に心を寄せる場合には、淑女(Prakriti)を装う不浄な女たちを用いて、夜間、人気のない家において、彼に「女色を」嫌悪させ

とや寝言を聞くことにより、または聖場や神殿に記した絵や文字や暗号により諜報を知る<sup>(61)</sup>。スパイと軍隊を導入することと、諜報を知ることとは、使節の主要な任務の一つである<sup>(62)</sup>。王は自己の使節に以上の諜報活動を行わせるとともに、敵の使節の動きをも警戒すべきである<sup>(63)</sup>。

### 三、王子に対するスパイの任務

インド史においては、息子が父の王位を篡奪する例が異常に多いようである。『アルタシャーストラ』も、随所で王子が危険な存在であることを説く。パーラドゥワアージヤは言う。「その誕生の時から王子たちを警戒しなければならぬ。王子というものは蟹と同様で、生みの親を食らうからである。父親は彼らに愛着を抱かぬうちに、沈黙の刑(謀殺)を加えるべきである」。

それに対し、それは残酷であるから一カ所に閉じ込めておけとか、国境守備官の城砦に住まわせるとか、隣国の王(samanta)の城砦に住まわせるとか、母親の親族のもとに住まわせるとか、彼を快樂に耽溺させるとかいう説があげられ、次々と論難される。カウティリヤ自身

る。彼が酒を好む場合には、菓酒(oga-pana)を用いて、彼に「酒を」嫌悪させる。彼が賭博を好む場合には、詐欺師(Kapalika)を用いて、彼に「博奕を」嫌悪させる。狩猟を好む場合には、盜賊に扮する者たちを用いて、彼を恐れさせるべきである。彼が父を攻撃しようと考えたら、一たん『そうしましょう』と言って彼に取り入ってから、次のように告げて「その企てを」断念させるべきである。——王を攻撃すべきではない。失敗すれば破滅である。成功したとしても、あなたは地獄に墮ちる。騒乱(64)が起こり、臣民たちによってあなたは一塊の土のように殺されるであろう、と。「王子が王に」逆心を抱く時は、「スパイたちは王に」報告すべきである」。

王は彼らの報告を受けて、しかるべく対応する。いずれの対応策にせよ、カウティリヤは比較的王子に対して寛容である。

第一卷第一八章においては、不遇の王子(aparudha)の行動と、彼に対する処置が説かれている。不遇の王子はできる限り父親の命に従うべきだが、已むを得ない場合には反逆し、計略を用いて王を殺すこともある。カウ

テイリヤは、王子がそうなる前に、高官の息子であるスパイ (mukhyaputrapasara) たちが不遇の王子を説得して、王の側に引き戻すことを勧める。あるいは、彼の母親が説得する場合もある。<sup>(70)</sup> 王が彼を見放した時は、スパイたちは武器か毒を用いて彼を殺す。見放さない時は、彼を女や飲酒や狩猟に熱中させて、夜中に捕え、王のもとにつれて来る。王は、将来王国を譲ると言って彼を懐柔する。なおも反抗する場合、一人息子ならば彼を幽閉し、他に息子がいるなら彼を殺すべきである。<sup>(71)</sup>

#### 四、主税官に指令されるスパイたち

主税官 (samahart) は国家財政の最高責任者<sup>(72)</sup>であるとともに、地方行政の最高責任者でもある。第二巻第三章では、主税官に派遣された、家長・商人・苦行者に扮した秘密情報部員たちの活動が説かれている。

主税官に指令された、家長に扮したスパイたちは、派遣された諸村落のすべての土地・家屋・家族を探る。土地の場合には広さ・総生産物を、家屋の場合には租税と免税について、家族の場合には種姓 (varna) と職業について探

る。そして、彼らの構成員の総数や収支を知るべきである。また、旅立つ者や到着した者たちの出発と滞在の理由を、また有害な男女について、またスパイの活動を探るべきである。同様にして、商人に扮したスパイたちは、自国に産する王の商品——鉱山・灌漑用水・森林・工場・耕地に産するもの——の量と価格とを探る。また、水路や陸路で輸入されて来る、外国産の、高価・低価の商品に関する活動について、関税・道路税・護送料・渡船料・「王の」取り分・食費・「王に対する」贈物の量を探る。同様にして、苦行者に扮するスパイたちは、耕作者・牛飼・商人・諸長官たちが潔白であるか否かを探るべきである。

また、老盜賊に扮した、「スパイの」助手たちは、聖域 (garha)・四辻・廢墟・井戸・川・給水所・聖場・神殿境内・隱棲所・荒地・山・森・密林における、盜賊・敵の勇士たちについて、出入や滞在の理由を探るべきである。

以上、三種の定住スパイたち (samstha) と助手たちの活動が述べられたが、その他の定住スパイたち<sup>(74)</sup>も同様

に行動すべきである<sup>(75)</sup>。第四巻「刺の除去」(Kant-haka-sodhana) の第四章「秘密の生活を営む者の監視」において、主税官がスパイを用いて地方 (Janapada) の刺を除去すべきことが説かれる。主税官は地方に、聖者・苦行者・遊行者・手品師<sup>(76)</sup>・旅芸人・傀儡師 (Tunaka)・浮浪人・占者・前兆学者・占星家・医師・狂人・嘔者・聾者・白痴・盲人・商人・職人 (Kartu)・工芸家 (技師 sijn)・役者・遊女屋・酒屋・菓子屋・調理肉屋・飯屋・に扮したスパイを配備する。彼らは村の役人や長官たちが潔白か否かを探る。また、そこにおいて、秘密の職業を営むと疑われる者については、主税官は秘密工作員 (Sartin) により探るべきである。

秘密工作員は彼を信頼した裁判官 (Dharmasha) に、「この被告は私の親類ですから、救ってやって下さい。」<sup>(77)</sup>と告げると、「この金をお受け下さい」と告げる。もし裁判官が応ずるなら、収賄者であるとして追放される。司法官 (Pradeshi) の場合も同様<sup>(78)</sup>に試される。

秘密工作員はまた、村長や長官に、「このならず者は多くの財産を持っているが、このような不幸に陥ってい

る。彼から奪いなさい」と告げる。もし相手が応ずるなら、強奪者として追放される。

あるいは、被告のふりをしたスパイが、偽証しそうな男に、多額な金により働きかける。相手が応じたら偽証者であるとして追放される。偽証をさせる者の場合もこれに準ずる。

あるいは、愛を起こさせる術師 (Sanyadana-karak) と思われる者に対して、秘密工作員は、「私はあの男の妻 (あるいは義理の娘、娘) を愛している。彼女が私の愛に応えるようにしてくれ。この金をお受けなさい」と告げる。相手が応じたら、愛を起こさせる術師として追放される。黒魔術<sup>(79)</sup>を行う者の場合もこれに準ずる。

あるいは、毒を作ったり売買する者、または医薬や食料を商う者が毒を盛っている (rasada) と思われる時、秘密工作員は、「私の敵を殺して下さい。」<sup>(80)</sup>と告げると、「この金をお受けなさい」と告げる。相手が応じたら、毒を盛る者として追放される。麻酔薬 (madana-yoga) を商う者の場合もこれに準ずる。

あるいは、賈金造りの嫌疑がある者に対し、秘密工作

員は彼の弟子となったり、彼と交際して、その秘密を発く。賈金造りは追放される。貴金属について不正行為をする者の場合もこれに準ずる。このように、秘密の職業を営む者たちは、追放されるか、その罪の種類に応じて、賠償額を払わされる<sup>(81)</sup>。

第五章では、主税官に用いられた、聖者に扮したスパイ (siddha-vyāhāna) の活動が述べられている。この種のス파이たちは、犯罪人の好む呪術 (manava-vidya) によって、犯罪人たちを誘惑する。すなわち、眠気を誘い姿を消し門を開ける真言 (mantra) により盗賊を、愛を起させる真言 (samvādana-mantra) により密通者を誘惑する。彼らが応じたら、あらかじめ住民と謀し合わせておいた村へつれて行き、門を開ける真言によって門を開けて導き入れる。姿を消す真言により、目覚めている守衛の間を通過する。眠気を誘う真言により守衛たちを眠らせる。愛を起させる真言により、人妻に扮した女たちが彼らを受け入れるようにする。彼らが呪術の威力を信じて悪事を働いたら、一網打尽に逮捕させる。

あるいは、盗賊の間に入り込んだ、老盗賊に扮したス

苦行者の場合は拷問を行うべきでなく、秘密工作員を用いて調査せよと述べられている<sup>(86)</sup>。

### 五、反逆者に対する「沈黙の刑」

第五巻第一章では、スパイを用いて王権を脅かす危険な要人を除く方法が述べられる。王を圧倒する力を有する高官や、敵に内通する恐れのある高官に対しては、前述のように、スパイを起用したり誘惑可能分子を抱き込んだりして、これを鎮圧する。あるいは、「敵の城砦都市の獲得<sup>(87)</sup>」で述べるような扇動やスパイ活動を行う。しかるに、反逆的な高官が、寵臣であったり、結束している、公然と制圧することができない場合は、王は「沈黙の刑」(unāpīśu-danda) を用いる。

秘密工作員 (satthā) は、反逆的な大官の兄弟で冷遇されている者を扇動して、王に面会させる。王は彼に、その逆臣の財産を与えると約して、逆臣に対して戦わせる。彼が実行したら、「彼は兄弟殺しである」と言いつて、彼をも死刑に処す。パーラシャヴァ (Parasava) や侍女の息子の場合もこれに準ずる。

パイが、同様にして彼らを逮捕させる (圍捜査)。

主税官は犯罪者たちを市民や地方民に示して、王は盗賊を捕える術を知っておられると宣伝して、新しい犯罪を未然に防止する。そして、ごく些細な盗みの場合も、スパイの報告を受け、その者の悪事を暴露して、「王の力」を見せつける。

老盗賊・牛飼・獵師・犬飼 (śaṅgān) たちに扮したスパイたちは、森の盗賊や林住族の間に入り込み、多くの金の金銭・林産物・商品を有する隊商・牧場・村落を襲うように誘導する。彼らが襲撃したら、伏兵により、または麻酔液を入れた食糧により、彼らを殺すべきである。あるいは、彼らが盗んだ重荷を運ぶ長旅に疲れて眠った時に、または祝宴で薬を盛った酒に酔った時に、彼らを逮捕させる。彼らを捕えたら、主税官は前と同様に、王が全知であることを人々に宣伝する<sup>(84)</sup>。

第四巻第八章では、被告の尋問、特に拷問について述べる。スパイとは関係ないが、この章で特に注目すべきは、本人の自白を重視せず、完全に証拠のそろった者のみを罰すべきであると説く点である<sup>(85)</sup>。バラモン、学識者、

あるいは、反逆的な大官に対し、秘密工作員はその兄弟を扇動して遺産を要求させる。彼が夜間、逆臣の家の戸口などで眠っている時に、刺客 (śaṅgā) が彼を殺す。それから王は、殺された男の一族を支持して、他の党派を制圧する。あるいは、逆臣の側近にいる秘密工作員が、遺産を要求する兄弟を「殺すぞ」と言いつて脅迫し、それ以後は前と同様にする。あるいは、詐欺学生 (kāpāṭika) が、反逆的な二人の大官 (親子、あるいは兄弟) の間に喧嘩を起させる場合も、以上に準ずる。

あるいは、秘密工作員は、反逆的な大官の息子で自惚れの強い者を、「あなたは実は王子なのだ、敵を恐れここに預けられたのだ」と告げて扇動する。彼がそれを信じたら、王は彼を尊敬するふりをして、「汝を皇太子にしたいのだが、あの大官が恐ろしい」と言う。秘密工作員は大官を殺せと彼を唆す。彼が実行したら、「父殺しだ」と言いつて彼を処刑する。

あるいは、比丘尼のス파이が、逆臣の妻に媚薬を与えて、毒薬とすりかえることにより、彼を殺す。以上が親族を利用する謀略である。

王は反逆的な大官を、林住族や敵の城砦都市 (para-  
strana)<sup>(88)</sup> を征伐するために、または地方守備官や国境守  
備官の地位につかせるために、または反乱した都市を鎮  
圧するために、または辺境における隊商路や奪還さるべ  
き地域を取るために、弱小の軍隊と刺客とをつけて派遣  
する。戦闘が始まったら、刺客か盗賊に扮したスパイが  
彼を殺す。

あるいは王が出征や行楽に出かけた時、反逆的な大官  
を呼出す。彼らが中に入る際、武器を隠し持った刺客た  
ちをいっしょに入れる。身体検査の際、門衛に捕えられ  
た刺客たちは、「我々はこの大官に備われた」と告げる。  
門衛はこれを公表し、逆臣を殺す。そして、刺客たちの  
代りに、他の者たちを処刑する。あるいは、行楽の際、  
王は逆臣たちを自分の近くの宿舎に置いて敬意を表す  
る。夜中、王妃に扮した性悪の女を彼らの宿舎で捕え、  
以下前と同様にする。あるいは、「あなたの料理人や調  
理師はすばらしい」とたたえて、反逆的な大官に料理を  
乞う。あるいは、旅行の際、飲物を乞う。それらの飲食  
物に毒を混ぜ、彼らに毒見させる。そして、「毒を盛っ

うにしたのである」と。その罪を着せて、他方の側をも  
処罰する。

あるいは、逆臣たちの間に根の深い争いがある場合に  
は、刺客たちは彼らの耕地その他に放火し、または彼ら  
の親類などを殺して、「我々は誰それに備われた」と告  
げる。その罪を着せて、他方の側をも処罰する。

あるいは、秘密工作員 (satrin) たちは、城砦都市や  
地方にいる逆臣たちをして、相互に招待させる。そこで、  
毒殺者 (rasada) たちが毒を使用する。その罪を着せて、  
他方の側をも処罰する。

あるいは比丘尼が、反逆的な地方の長 (rasira-mukhya)  
を、「あの地方の長の妻——あるいは、義理の娘、娘——  
があなたを愛している」と扇動すべきである。彼がその  
気になったら、彼の装飾品を持って行って、もう一方の  
長に見せ、「あの長は若さに増長し、あなたの妻——義  
理の娘、娘——を望んでいきます」と告げる。両者に争い  
が生じたら、前の場合と同様に行動する。

次に、武力に服従した諸侯 (chandopanata) が反逆的  
である場合の対策を述べる。まず、皇太子あるいは將軍が、

た」と公表して、彼らを殺させる。

あるいは、聖者に扮したスパイが、魔術を好む逆臣  
に、「瑞相をそなえた蜥蜴・亀・蟹・角の欠けた雄牛の  
いずれかを食べれば願望を達する」と言って信用させ、  
儀式の間に、毒や鉄棒で彼を殺させ、「彼は儀式の手続  
きを誤って死んだ」と告げる。あるいは、医師に扮した  
者が、逆臣に悪性の病や不治の病を起こさせて、医薬や  
食物を与える際に、毒を盛って彼を殺す。あるいは、料  
理人や調理師に扮したスパイたちが、逆臣を毒物で殺  
す。以上が秘策による鎮圧 (unparit-pratisedha) である。  
次に、二人の逆臣の鎮圧法を述べる。まず、ある土地  
に一人の逆臣を派遣して、恨みを買うような行為や事業  
を行わせる。同様に、他の者たちを、「彼の無礼を制圧  
せよ」と言って派遣する。彼らが争いをおこしたら、刺  
客たちをも処罰する。

反逆的な都市・村落・家族の中で財産などの損害があ  
った際、あるいは見世物や式典や祭礼の際に、争いが自  
然に生じたり刺客たちに起こされた時、刺客たちはある  
者を暗殺して告げる。「彼と争っていた者たちがこのよ  
何らかの罪を犯した後、逃亡して、王に對し戦いを挑  
むふりをする。そこで王は、反逆的な諸侯に弱小の軍隊  
と刺客たちをつけて派遣する。以下すべの謀略は前と  
同様である。そして、彼らの生き残った息子たちのうち  
で、二心のない者が、父の遺産を受けつぐようにする。<sup>(89)</sup>

## 註

- (1) *Verlapakavivartika* (Somadeva), No. 1. 拙訳  
『屍鬼二十五語』(平凡社)二〇頁参照。  
(2) *cāraṇa pasyanī rājānah.*  
(3) *Arthashastra* 1.7.1: *cāreṇa cakṣuḥ.* R. P. Kangle  
の批判版 (2nd ed., Bombay, 1969) を底本として用い  
た。以下 *AS* と略記。  
(4) 以上 *AS*, 1.10-2-12.  
(5) *AS*, 1.10.20.  
(6) *gūḍha-puruṣa*: 1.11.1; 1.19.18; 7.14.24, 27; 9.3.  
31; 9.6.46, 53; 13.4.16. *gūḍha*: 1.11.18; 1.12.24;  
1.16.24, 33; 1.18.14; 1.19.22; 5.1.3; 5.6.46; 7.3.3  
2; 7.6.41; 7.13.43; 7.17.50, 61; 9.3.31; 9.6.72;  
12.1.19; 13.1.7; 14.1.3. *yoga-puruṣa*: 1.21.29;  
5.2.32; 5.6.35; 9.3.26, 30; 12.1.26; 12.4.2, 18;  
13.4.41; 14.1.3. *apasarpa*: 1.2.17, 25; 1.13.1;



- (8) *Aṣ*, 1.12.4. *parivrājika* とする語は 1.10.7 に出現。  
 (15) *vṛśala* は *śūdra* であるが、*śūdra* は *parivrājika* を含み、*śūdra* の対して、*śūdra* の出で、*śūdra* の異義に属する比丘尼を指すのである。「*mūṇ-dā* *śūvrāli* たり」と分けて解やなう方がよい。  
 (22) *bāhya cāra*. *śāśra* は *cāra* 以下に *śāśra* の *śāśra* 術語的な意味で「謙遜」の意味である。この場合 *śāśra* と *śāśra* は「暗殺や工作活動」をなす。単に情報を知ることである。  
 (33) *rasada* はこの場合は情報を探ることである。  
 (37) 「職務に生活する者」の意味。 Cf. 1.18.12; 2.1.34; 7.14.34; 8.4.21.  
 (38) *kūśīlava* は一般に役者を意味するが、*śūdra* は最初 *ś* *nata* と区別する。  
 (36) 遊女を人妻に扮した女性の謙報員たち。 Cf. 7.17.38.  
 (37) *śūdrā* *Aṣ*, 1.12.6—10.  
 (38) *Aṣ*, 1.12.11—12. *kanṭhī* は「彼の」(he) を助手たがうのが、移動を促したと見ることも可能。この箇所は「二つの組織間が知り合わなうと見られる」という意味ではない。要するに、各々のメンバーの謙報の内容を他のメンバーに知らすなうという意味。  
 (39) *śūdrā* *Aṣ*, 1.12.13—16.

- (40) *Aṣ*, 1.12.17—19. *ubhaya-veṇa* は「双方から情報を受け取る」の意味。 Cf. 1.16.24; 7.14.6, 8; 9.6.41, 48, 69; 13.3.34.  
 (41) *Aṣ*, 1.12.20—21. 「護国」の語は *śūdrā* Cf. 6.2.16—22.  
 (42) *Aṣ*, 1.12.22—25.  
 (43) *Aṣ*, 1.19.18, 22.  
 (44) *Aṣ*, 5.3.22—24. *kanṭhī* は *cāra-samcārīn* を「those moving about for spying」に訳す。不適切。移動を促す (*saṃcāra*) である。定在メンバー組織の手を助す。 Cf. 1.12.11; *cāra-samcāra*.  
 (45) *Aṣ*, 5.3.13—15.  
 (46) *kanṭhī* は *gūḍī* ではなく *communal group* の一種を解く。 *śreṇī* と同一視する。『ヤーシトニキヤムニキヤ法典』二・三〇に對するミタークシヤラ注では、*pūga* は「カーストが異なり、職業の異なる人々を」カ所に住んでいる人々の集団。例えば村落や都市など。と定義する。 *śreṇī* は同業者の団体と解く。  
 (47) *mātsya-nyāya*. Cf. 1.4.13.  
 (48) Cf. *Mahābhārata*, 12.67.20—32.  
 (49) *Aṣ*, 1.13.5—13.  
 (50) *aparuddha*. 龍圖の謙報をなす王を疎んせられた者。 *aparuddha* は *Aṣ* には「不遇の王子」の意味と用

- するものである。  
 (15) *samāhūya*. Cf. 3.20.13; *samāhūya*.  
 (22) *antarhita*. 一族中の謀殺者。  
 (35) *nityācāra-vārita*. 誰のた行状を正めたい遊覧者としての者。 *Śrīmāla* 注 *NSV* (p. 26, fn. 6) は「誰のた行状を摘発する」犠牲祭 (*vāga*) をなすの除外された者」と解するようである。  
 (34) *pravāṣita*. *śāśra* は「殺された」。 Cf. *Aṣ*, 4.13.8, 9; 12.3.4 etc.  
 (35) *svayam upahatah*. *kanṭhī* は「自ら」[誰か]邪魔した者」とするが、「自分の犯した悪事に害われた者」(*Śrīmāla*; *NSV*, p. 27, fn. 1) と解する方が自然である。 *kanṭhī* は「自らの罪を犯した者」として「虐待された者」なら「怒れる者」となる管はする。しかし「虐待」を解くには「怒れる」よりも得る。  
 (37) *dandena upanatah*. Cf. 7.15; *dandapanata*.  
 (38) 各官庁の活動をメンバーに監視することを *śūdrā* は 2.7.8 に説かれる。  
 (39) *nicair upahitah*. *NSV* (p. 27, fn. 11) は「何の事もない職務に明けられた者」と解する。  
 (40) 王、大臣、地方、城塞都市、国庫、軍隊、友邦。 Cf. 6.1.1 ff.

- (45) *śūdrā* *Aṣ*, 1.16.24—25.  
 (46) *Aṣ*, 1.16.33, 34.  
 (47) *Aṣ*, 1.16.35.  
 (48) *Aṣ*, 1.17.4—6.  
 (49) *śūdrā* 1.17.7—27.  
 (49) *Aṣ*, 1.17.28—29.  
 (49) *saṅkrośa*. *Śrīmāla* と *NSV* (p. 37, fn. 8) は「世人の非難」(*loka-ninda*) とする解法を採用。 Cf. 2.7.10, 11. *ekaloṣṭavādha*. 人々を責めたことの後を殺すことである。 *Śrīmāla* と *NSV* (fn. 9) は「各々、一個一つの (十種) を殺す」を解く。この解法を採用。  
 (49) *śūdrā* *Aṣ*, 1.17.30—40.  
 (70) *Aṣ*, 1.18.13.  
 (71) *pravāṣayet*. 「道放つこと」である。 *śūdrā* は 4.13.20; 7.7.13; 11.1.33, 47; 13.4.29 参照。  
 (72) Cf. 2.6 (*samāharti* の訳注(註面))。 *samāharti* は「税と関税の仕事」である。 *general administration* と訳す。 *kanṭhī* は *Administrator* と訳す。 *śūdrā* は「トミンエカ王位継承の研究」(二七頁) 以下「半信位」に解く。  
 (73) *parvāgāra*. 「種族」(「種族」) とする。 *śūdrā* は「種族」である。 Cf. 7.15.20; 8.4.23, 24; 9.6.28, 29, 65; 12.4.1.  
 (74) *kāpātika*, *udāśhita* 等は *śūdrā* である。 Cf. 1.11.22.

- (95) 𑀧𑀲𑀭𑀸𑀓𑀢𑀺 *AŚ*, 2.35.8—15.
- (96) *siddha-tāpasa*. カンティナーは 'holy ascetics' と訳す。 *siddha-vyāñjana* は *tāpasa-vyāñjana* と区別される。 𑀧𑀲𑀭𑀸𑀓𑀢𑀺 *tāpasa* は別個に扱われる。
- (97) *caitra-cara*. Cf. 7.17.55. カンティナーは 'cart-drivers' と訳す。
- (98) *gūḍhājivim*. 𑀧𑀲𑀭𑀸𑀓𑀢𑀺 4.4.14—22 は列強の事。 Cf. 3.1.10; 3.20.2 etc.
- (99) Cf. 1.12.6; 2.35.7; 4.11.1.
- (100) *kṛtyā-abhicāra*, *abhicāra* は「罪業」を指す。 *kṛtyā* は「こと」を指す。 Cf. A.M. Shastri, *Bṛhatsaṃhitā*, p. 188.
- (101) 𑀧𑀲𑀭𑀸𑀓𑀢𑀺 *AŚ*, 4.4.3—23.
- (102) *hiraṇyāḥ* *AŚ* は「黄金」を指す。 *suva-rṇa* は「銀」を指す。 Cf. 1.11.5; 1.13.6; 1.19.12; 2.5.10 etc. カンティナーは「個所の事」を指す。
- (103) *gūḍha-bala*. 𑀧𑀲𑀭𑀸𑀓𑀢𑀺 「𑀧𑀲𑀭𑀸𑀓𑀢𑀺の力」を指す。
- (104) 𑀧𑀲𑀭𑀸𑀓𑀢𑀺 *AŚ*, 4.5.1—18.
- (105) *AŚ*, 4.8.11—13.
- (106) *AŚ*, 4.8.19.
- (107) *Pāra-grāṃika*. Cf. 13.1.3.

- (88) カンティナーは「聖者」を指す。 Cf. 3.7.21.
- (89) *grāma* は「村」を指す。 Cf. 13.1.1; 13.3.40; 13.5.9. Cf. also 1.18.10; 5.1.3; 9.3.18 (*pā-grāṃika*).
- (90) *pratyādeya*. NSV (p. 251, fn. 6) は「以前に敵に奪われたが、再び取り戻さるゝもの」を指す。 カンティナーは「今は領有しているが、敵に容易に取り戻されることがある」を指す。
- (91) *yātrā*. 𑀧𑀲𑀭𑀸𑀓𑀢𑀺 'religious fair' (カンティナー) の方が正しい。
- (92) 𑀧𑀲𑀭𑀸𑀓𑀢𑀺 *AŚ*, 5.1.2—55.

追記——本稿の執筆後に、拙訳『カウティリヤ美利論』(岩波文庫)が出版された。

(かみむら かつひら) 国学院大学助教授